

南湖小学校 いじめ防止基本方針



令和7年4月
小中一貫校
南アルプス市立南湖小学校

《目 次》

1	いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・	2
	（１）学校の基本方針の内容	
	（２）いじめの定義	
	（３）いじめに関する基本的認識	
2	いじめ対策の組織・・・・・・・・・・	4
3	未然防止の取組・・・・・・・・・・	4
4	早期発見の取組・・・・・・・・・・	5
5	いじめへの対処・・・・・・・・・・	5
	（１）基本的な考え方	
	（２）いじめの発見・通報を受けた時の対応	
	（３）いじめられた児童又はその保護者への支援	
	（４）いじめた児童への指導又はその保護者への助言	
	（５）いじめが起きた集団への働きかけ	
	（６）ネット上でのいじめへの対応	
	（７）いじめの認知、報告	
	（８）いじめの解消	
6	その他の留意事項・・・・・・・・・・	7
	（１）組織的な指導体制	
	（２）校内研修の充実	
	（３）校務の効率化	
	（４）学校評価	
	（５）家庭や地域との連携について	
7	重大事態への対応・・・・・・・・・・	7
	（１）重大事態ガイドラインの構成	
	（２）留意事項	
8	いじめ防止指導計画・・・・・・・・・・	10
9	「南湖小学校いじめ防止基本方針」の周知について・・	11
	（１）職員への周知と共通理解	
	（２）保護者への周知	
	（資料） いじめのサイン発見シート（家庭用）	
	いじめの発見・対応チェックリスト（教職員用）	
	文部科学省「いじめ問題の対応について」より	

【1 いじめ問題に関する基本的な考え方】

はじめに

いじめは、いかなる理由があっても決して許される行為ではない。**いじめを受けた**児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解することが必要である。また、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

本校では、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を育み、望ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいく。

本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）13 条の規定及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）を踏まえ、山梨県及び南アルプス市の基本方針に基づき、学校が家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

（1） 学校の基本方針の内容

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、**いじめを受けた**児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、南アルプス市、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

（2） いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、**いじめを受けた**児童の立場に立って見極めることが必要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。**いじめを受けていても**、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、**いじめを受けた**児童の主観を確認する際に、行為が起こったときの**いじめを受けた**児童本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内に設置する「いじめ防止推進委員会」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又はクラブ活動の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除かれるが、外見的にはけんかに見えることでも、いじめを受けた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

一方、いじめを受けた児童の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、教育委員会とも連携し、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることをとする。

（３） いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に理解して、的確に取り組むことが必要である。

- ① いじめは、人間として決して許されない行為である。
 - ・いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
 - ・いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- ② いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- ③ いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、様々な態様がある。
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ⑨ いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

【2 いじめ対策の組織】

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ防止推進委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

「いじめ防止推進委員会」の構成員

学校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、他必要により関係者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校医、主任児童委員、民生児童委員、警察等）

「いじめ防止推進委員会」の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いにかかわる情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ・「いじめ防止推進委員会」は、週一回開催する。必要により外部関係者を交えたケース会議等を開催する。

【3 未然防止の取組】

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」をはじめとする未然防止に取り組むことが最も重要である。未然防止の基本は、自己有用感や自己肯定感を育みながら望ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、児童が、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

併せて、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのように影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にある様々な要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、適切に対処できる力を育むことや、すべての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感、充実感が感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していきたい。

また、家庭・地域への啓蒙を通じ、ネット上でのいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止に取り組む。

【4 早期発見の取組】

いじめは、早期発見が最も大切になる。そのために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを周りの人すべてが認識する必要がある。児童たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取り、いじめを見逃さない力を向上させることが求められる。日頃から、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにし、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。その際、いじめの定義について教職員及び児童に共通理解を図る。児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努める。

早期発見のための手立て

- ① アンケート調査（各学期末）
- ② 学習ノート，生活ノート，日記，連絡帳，
- ③ Q・U の実施と考察
- ④ 個人面談（児童対象）
- ⑤ 個別懇談（保護者対象）
- ⑥ 日々の観察
- ⑦ 保健室の様子
- ⑧ 本人からの相談
- ⑨ 周りの友達からの相談
- ⑩ 保護者からの相談・情報
- ⑪ 地域の方からの情報
- ⑫ 毎月の職員会議での全職員による情報交換・情報共有
- ⑬ 毎週の「いじめ防止推進委員会」での情報交換

【5 いじめへの対処】

（1） 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

（2） いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為をやめさせる。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。些細な兆候を見逃さず、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止推進委員会」に直ちに情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、すみやかに関係児童から事情を聞き取り、事実の有無の確認をする。事実確認の結果は、校長が責任を持って設置者に報告

するとともに、被害・加害児童の親に連絡する。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底的に守るという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

(3) いじめを受けた児童又はその保護者への支援

まず、いじめを受けた児童から事実関係の聴取を行う。プライバシーには十分注意しながら、次のような対応を行う。

- ① 家庭訪問により、その日のうちに事実関係を伝える。
- ② いじめを受けた児童を徹底して守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくる。(必ず全職員で確認する)
- ③ 状況に応じていじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられるような環境の確保を図る。
必要に応じて心理や福祉の専門家、教育経験者、警察官経験者など外部の協力を得る。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめた児童には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮のもと毅然とした対応をとる。教育上必要があると認めるときは、懲戒を加えることも考えられる。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせる。たとえいじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。また、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(6) ネット上でのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除できたりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。学校設置者と連携し、学校ネットパトロールを実施する。パスワード付きサイトやSNS、メール等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくい。学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての啓発活動を推進し、理解を求めていく。

(7) いじめの認知、報告

いじめの認知にあたっては、いじめはどの子供にも起こりえるものであることを十分認識し、アンケート調査を実施した上で、これに加えて、「個別面談」、「個人ノート」や「生活ノート」と言った教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用するなどの方法により、定期的に児童から直接情報を聞く機会を必ず設ける。さらに、日常の学校生活を通して個々の児童の状況を十分把握した上で認知されたものを認知件数として計上する。アンケートで何らかの訴えがあった場合、「いじめ」という表現が使用されていなくても、児童が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合は、いじめとして認知する。

いじめの認知件数は、定義に該当するいじめを受けた児童ごとに1件として扱う。この際、同一人物

が異なる時期に別の児童からいじめを受けていても1件として扱う。認知件数は、いじめを受けた児童の実人数であることに留意し、具体的ないじめ行為の回数を記入しないようにする。

(8) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも①いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月間）、②被害を受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと、を満たしている必要がある。

また、いじめによる被害の重さは個人差があり、表面的な被害のみではかれるものではないため、3か月を過ぎても一定期間の経過観察を行う必要がある。

【6 その他の留意事項】

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが重要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。

また、いじめ問題等に関する指導記録を保存し、新級・転学・進学に当たっては適切に引き継ぐ。

(2) 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(3) 校務の効率化

児童と向き合う時間の確保を行う。

(4) 学校評価

体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

(5) 家庭や地域との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

【7 重大事態への対応】

いじめの重大事態については、県・市の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月30日改定）文部科学省」により適切に対応する。

(1) 重大事態ガイドラインの構成

- 第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的
- 第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え
- 第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢
- 第4章 重大事態を把握する端緒

第 5 章 重大事態発生時の対応

第 6 章 調査組織の設置

第 7 章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

第 8 章 重大事態調査の進め方

第 9 章 調査結果の説明・公表

第10 章 重大事態調査の対応における個人情報保護

第11 章 調査結果を踏まえた対応

第12 章 地方公共団体の長等による再調査

(2) 留意事項

- ・学校においては、重大事態ガイドラインの理解を目的とした研修を行うよう努める。
- ・年度初めの職員会議等において、学校基本方針はもとより、法、国の基本方針や県・市の方針、生徒指導提要等の理解を深めるなど、平時から実効的な取組を行うよう努める。
- ・学校においては、平時からの備え及びいじめ重大事態調査の際には、「重大事態ガイドラインのチェックリスト（別添3）」を、実情に応じて編集の上活用する。

【8 いじめ防止指導計画】

※年度当初に、年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議		いじめ対策推進委員会（毎週金曜日実施）				
		事案発生時に緊急対応会議の開催			職員研修	
防止対策	学級開き 保護者会等で啓発	学級づくり・人間関係づくり・ソーシャルスキルの習得				教育相談機関
個別懇談会 ネット・防犯教室						
早期発見	Q・Uの実施と結果の考察		いじめアンケート		教育相談機関	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議		いじめ対策推進委員会（毎週金曜日実施）				
		事案発生時に緊急対応会議の開催				
防止対策	人権教室	学級づくり・人間関係づくり・わかる授業づくり				
個別懇談会 学年懇談						
早期発見	Q・Uの実施と結果の考察 いじめアンケート	学校評価	教育相談機関		いじめアンケート	教育相談機関

【 9 「南湖小学校いじめ防止基本方針」の周知について】

（１） 職員への周知と共通理解

職員会議で「南湖小学校いじめ防止基本方針」について共通理解を図るとともに、日常的なこまめな情報交換により、気になる児童の様子について共通理解を図る。

いじめと認知した事案については、学級担任一人で抱え込まず、いじめ防止推進委員会において、組織的な対応をするとともに、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、早期解決に向けて取り組む。

（２） 保護者への周知

保護者への周知については、PTA総会などで資料提供をするとともに、学校ホームページに掲載することにより、広く「南湖小学校いじめ防止基本方針」について公開をしながら、啓発をしていくとともに、保護者及び地域と連携を図りながら、いじめの未然防止に取り組む。

【家庭用】

保存版

いじめのサイン

発見シート

監修 森田洋司氏 大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会会長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。

朝 (登校前)

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ 遅刻や早退がふえる。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

夕 (下校後)

- ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

お子さまのようすはいかがですか？

夜間 (就寝後)

- ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ 服がよごれていた、やぶれていたりする。

夜 (就寝前)

- ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友達の話がへった。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

■「いじめ」をしていますか？

いじめる側になっていると、次のようなサインが出ることがあります。

- ☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ☐ 買ったおぼえのない物を持っている。
- ☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境が大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

「あれ？」
もしかしてと
思ったら...

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真実に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口 24時間いじめ相談ダイヤル **0570-0-78310 (なやみ言おう)**
24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。

政府広報オンライン特集ページ <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/ijime/>

政府広報 | 文部科学省

【教職員用】発見・対応チェックリスト

いじめ早期発見チェックリスト

記入日 月 日

クラスに該当する児童がある場合はチェックをつけてみましょう（特定の児童ではなく、クラス全体で考えます）。多いほど、事態を深刻に捉えて早期に対応するために学年、生活指導、管理職に報告しましょう。

集団（クラス全体）の様子から

- | | |
|---|---|
| ☐ 特定の児童の机の配置のズレ | ☐ 掲示物の破れ、落書き |
| ☐ 机同士の意図的な隙間あけ | ☐ 教職員なしでした場合の清掃での乱れ |
| ☐ グループ分けをした際の特定の児童のあぶれ | ☐ 特定の児童に対する集団の気遣い |
| ☐ 周囲への気遣いや顔色をうかがう児童の有無 | ☐ 他を寄せつけないグループの形成 |
| ☐ ささいなことへの冷やかし | ☐ 授業中に教師の目を盗んでの行動
(消しゴム投げ、手紙まわし、アイコンタクト等) |

いじめているのではと感じる児童

- | | |
|--|--|
| ☐ ストレスを抱える要因が多い | ☐ あからさまに教師に媚びる |
| ☐ グループで行動し、他の児童に指示を出す | ☐ 教職員によって態度を変える |
| ☐ 活発な活動の反面、周囲へのきつい言動 | ☐ 他の児童に対しての威嚇的な表情 |
| ☐ 教職員への指導不服従 | ☐ 特定の児童にのみ強い仲間意識 |
| ☐ 自分が悪者扱いされていると自覚 | |

いじめられているのではと感じる児童

- | | |
|--|--|
| ◆日常行動・表情 | |
| ☐ わざとらしいはしゃぎやおどけ | ☐ にやにや、へらへら |
| ☐ おどおど | ☐ 周囲の行動を気にする |
| ☐ 目立たないように努める | ☐ 下を向いて視線を合わせない |
| ☐ 表情が暗い、元気がない | ☐ 早退や一人での下校 |
| ☐ 遅刻、欠席 | ☐ 腹痛や体調不良で保健室に行く |
| ☐ 周囲からの悪口への対応が無言や愛想笑い | |
| ◆授業中・休み時間 | |
| ☐ 発言時の周囲からのからかい | ☐ グループ形成時の孤立 |
| ☐ 学習意欲の減退、忘れ物増加 | ☐ 教職員の評価による周囲の陰口 |
| ☐ 一人で過ごす | ☐ 教室への入室がいつも遅い |
| ☐ 教職員の近くにいたがる | |
| ◆昼食・清掃時 | |
| ☐ 好きな物を他者にあげる | ☐ 食欲減退、食事を摂らない |
| ☐ 給食へのいたずら | ☐ いつも雑巾がけやちりとりを担当 |
| ◆その他 | |
| ☐ 校内への個人を中傷する落書き | ☐ 所持品への隠し、破壊、落書き |
| ☐ 怪我の状況と本人の言動の不一致 | ☐ 必要以上の所持金、周囲への散財 |
| ☐ 理由のない成績の下落 | ☐ 服の汚れ方（足跡等） |
| ☐ 手や足の擦り傷、服の中の打撲等 | |

教職員いじめ対応チェックリスト

記入日 月 日

自分の行動を振り返り、厳しめにチェックしましょう。たくさんついている場合はホッとさせていただいて大丈夫ですが、少ない場合はできることからはじめてみましょう。

未然防止強化チェック

◆自身の行動編

- | | |
|---|---|
| ☐ 子どもに向けた笑顔、積極的あいさつ | ☐ 児童の顔を確認した上での出欠確認 |
| ☐ 連絡帳等の確認 | ☐ 話し合い活動などの意図的な場作り |
| ☐ 休み時間などを利用した児童との関わり | ☐ 清掃の仕上がりチェック |
| ☐ 休み時間、放課後等の声かけ（相談等） | |

◆情報共有編

- | | |
|---|---|
| ☐ 児童の話題が職員室で日常的にあがる | ☐ 気になる児童の情報共有の場がある |
| ☐ 養護教諭、SC 等との情報共有をしている | ☐ ニュースや研修後、教職員で話題にしている |

◆児童・保護者対応編

- | | |
|---|---|
| ☐ 児童の提出物、学習用具の忘れ物等への気配り | ☐ 児童の体調への気配り |
| ☐ 児童の服装（汚れ、破れ等）への気配り | ☐ 児童の呼称（あだ名等）への気配り |
| ☐ 児童の不適切発言への即時注意、指導 | ☐ 児童の給食時の残食状況への気配り |
| ☐ 児童の引き出し内、ロッカー等への気配り | ☐ 家庭とのやりとりの工夫（通信、連絡帳等） |
| ☐ 気になる児童の家庭との連携強化（電話、訪問） | |

早期対応準備チェック

◆自身の行動編

- | | |
|---|---|
| ☐ 「いじめ防止基本方針」の内容理解 | ☐ 被害者感情への配慮、積極的ないじめの認知 |
| ☐ アンケートから得た情報の把握 | ☐ 校内研修を日常指導で活用 |

◆情報共有編

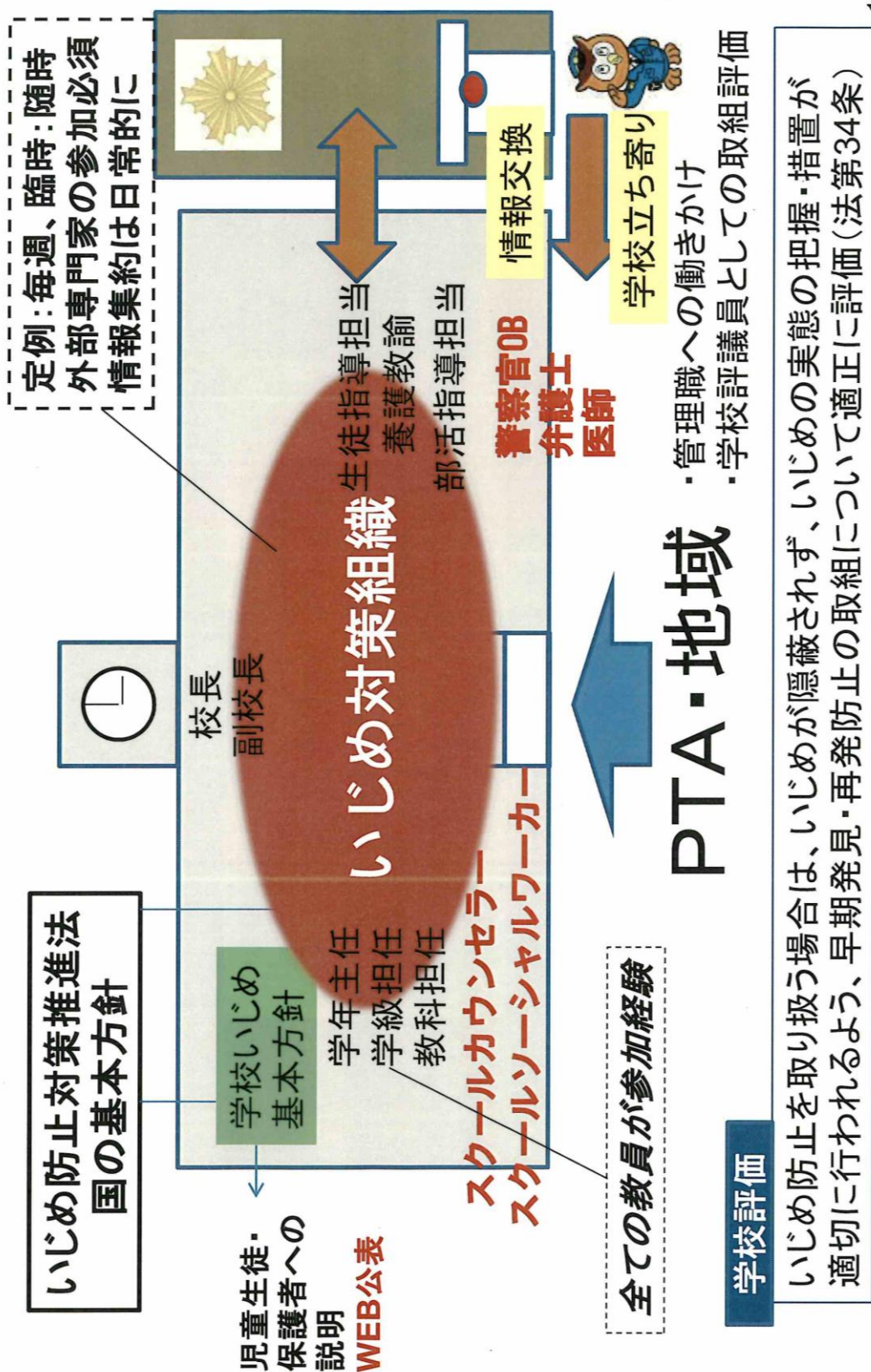
- | | |
|--|--|
| ☐ いじめ対策委員会のメンバー把握 | ☐ アンケートの早期聴取、学年での情報共有 |
| ☐ 管理職、同僚との報告、連絡、相談できる関係構築 | |
| ☐ 子どもの様子を大小問わず、学年、管理職に相談できる環境 | |
| ☐ 小さな事案も報告する意識 | |

◆児童・保護者対応編

- | |
|--|
| ☐ 児童への「いじめは絶対に許せない行為」とした徹底指導 |
| ☐ いじめ行為を見聞きした際の見て見ぬふりをしない早期報告 |
| ☐ 児童・保護者への授業、保護者会、学校便りなどを利用した啓発活動 |
| ☐ 児童・保護者への学校以外でのいじめ相談窓口等の外部機関の紹介 |
| ☐ 児童・保護者へのいじめアンケートの結果のフィードバック |

※このアンケートはいじめの早期発見・早期対応の視点の一つとしてご使用ください。

組織的に対応する学校（イメージ）



組織的ないじめ対応の流れ

- 学級担任等が抱え込まず、「**いじめ対策組織**」で迅速かつ的確に対応
- 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力

いじめの発見



① 情報を集め組織的に共有する

- 教職員、児童生徒、保護者、地域、

その他から「**いじめ対策組織**」に
情報(アンケート結果を含む)を集約

※いじめを発見した場合は、その場でその行為を
止めさせる。

② 指導・支援体制を組む

- 「**いじめ対策組織**」で指導・支援
体制を組む

(校長のリーダーシップの下、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任などの教職員、スクールカウンセラー、弁護士、警察OBなどが参画)

③-A

子供への指導・支援を行う

- **いじめられた児童生徒**にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の方々等)と一緒に**寄り添い支える体制**をつくり、**いじめから救い出し、徹底的に守り通す**

- **いじめた児童生徒**には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、**自らの行為の責任を自覚**させるとともに、不満やストレスがあっても**いじめに向かわせない力**を育む(ひどいいじめをした場合は警察に通報し、補導・逮捕・保護処分により更生させる)

- **いじめを見ていた児童生徒**に対しても、**自分の問題として捉え**させるとともに、いじめを止めることはできなくても、**誰かに知らせる勇気を持つ**よう伝える

③-B

保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、**即日、関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問**等を行い、事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定（平成29年3月14日最終改定））（別添2）学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント

○発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国

国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

○東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

いじめの「重大事態」における学校の対応

■学校から設置者（教育委員会等）へ重大事態の発生報告

⇒ 設置者から地方公共団体の長等へ報告（いずれも法に基づく義務）

【重大事態とは？】

① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（通

称：生命心身財産重大事態、1号重大事態）

※ 例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合 等

② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（通称：不登校重大事態、2号重大事態）

※ 「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。

- 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- 設置者においては、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

■学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断（基本方針より）

調査の主体は学校又は学校の設置者。特に次の場合は、設置者自らが調査を実施。

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合